

旭川市立忠和小学校

学校いじめ防止基本方針



令和5年4月21日 改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であることを全教職員で共通理解してきました。いじめられている児童がいた場合には、児童の心情に寄り添って迅速に対応するとともに、いじめをしている児童には、その行為を許さず毅然と指導としてきました。どの児童にも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認してその防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護すること、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

（１）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、何よりも、児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため、児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の児童の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCA サイクル（取組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行います。

（２）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、児童が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

（３）いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童（生徒）や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標）

（1）いじめの実情

令和4年度の本校のいじめの認知件数は、52件でした。その内、年度内に解消した案件は、34件でした。いじめの内容は、からかいなどの悪口、たたく・蹴るなどの暴力行為が主なものでした。一つ一つの案件に対して、保護者との連携を密にし、その対応に当たりました。

また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童の割合は、100%でした。どんな状況や思いがあってもいじめを絶対に許さない指導があつてのものと考えています。「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童は、8%いるので、全員が相談できる環境を整える必要があります。

（2）令和5年度の目標（指標）

①一人一人の心の居場所を作る学校・学年・学級経営

ア) 共感的・受容的な雰囲気づくり

イ) 教育相談の充実「ほっと」「Q-U」の効果的な活用

ウ) 「いじめを絶対に許さない」という共通認識と毅然とした生徒指導

②いじめ対策組織を機能させた、いじめの積極的な認知・いじめ解消の措置

③委員会活動の充実

ア) 児童会による「いじめ防止」に関する活動の推進～いじめ防止スローガン
いじめ防止寄せ書き

④情報モラルの育成～児童対象、保護者対象、教職員対象

⑤「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」の回答率100%の維持

⑥学校評価の「思いやり・協力」に関する項目について、児童、保護者、教員ともに肯定的回答率95%以上の維持

2 児童が主体となった取組の推進

児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実を図ります。

（1）児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会を中心に進めます。

（2）児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

⇒今年度も、全学級によるいじめ防止の寄せ書きを行い、校内に掲示する予定。

（3）児童が傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長を最終決定権者とし、いじめ防止推進リーダー（主幹教諭）を中心とした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム＊P14参照）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

イ) いじめの未然防止（早期発見）、児童の居場所づくりや絆づくりなどを効果的に行うための校内研修の充実

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対処プランの策定と事案への対処

オ) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録と保管（5年間）

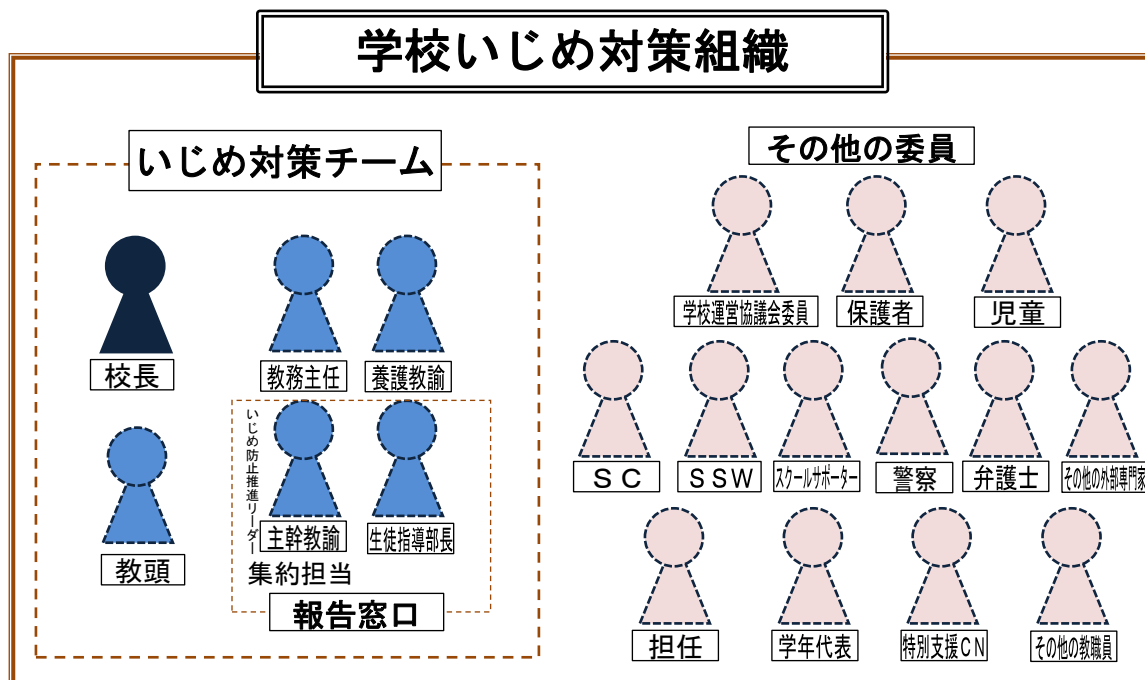
③学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成, 実行, 検証, 修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画, 計画的な実施

ウ) 基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(3) いじめ対策組織



4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質, 原因・背景, 具体的な指導上の留意点について, 職員会議や校内研修において周知し, 教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに, 学校いじめ対策組織の存在や取組について, 児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や, 読書活動・体験活動などの推進により, 児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験, 生活体験の機会を設け, 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに, 自分の存在と他者の存在を等しく認め, 互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には, 人間関係のストレスをはじめ, 学習の状況等が関わっていることを踏まえ, 授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう, 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が, 児童を傷付けたり, 他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう, 指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感※¹や自己肯定感※²をはぐくむ指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(5) 人権教育プログラムの実施

命の安全教育や子どもの人権に関わる学習、情報モラルに関する学習などを通して、いじめなどの様々な暴力から自分を守る学習活動を計画的に推進します。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、何よりも、児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。そのため、児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の児童の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCA サイクル（取組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行います。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、児童が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

(4) マニュアルやチェックシートの活用

日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。

＊「早期発見・事案対処マニュアル」、「いじめ発見・見守りチェックシート」は次ページにあります。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 児童（本人を除く）からの情報
- 児童（本人）の保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他

【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

- 把握者→報告窓 □→集約担当→校長・教頭
（生徒指導部長）（主幹教諭）

【事実確認・方針決定】（いじめ対策組織における協議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 役割分担（対応チームの編成）
- 全教職員による共通理解の形成
- 個別指導の検討
- いじめ対処プランの作成（指導方針・指導方法、役割分担等の決定）
- 関係機関との連携

【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

- いじめを受けた児童への支援
- いじめを行った児童への指導
- 周囲の児童への働きかけ
- いじめを受けた児童の保護者への支援
- 教育委員会への報告
- いじめを行った児童の保護者への助言
- スクールカウンセラーなどによる心のケア
- 関係機関（旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）との連携
- いじめの解消の判断

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校内	☐ いじめの行為から、徹底して守り通し、再発を防止する ☐ 安全確保のための巡視体制を強化する。 ☐ 3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ 他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、他者の痛みを理解させる。 ☐ いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	☐ いじめに関する事実経過をその日のうちに迅速に説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 事実経過を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を進め、継続的に助言する。	☐ いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □事実の整理、指導方針の再確認 □スクールカウンセラー等、外部の専門家の活用 ○学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等 □児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 □道徳教育の充実等、豊かな心を育てる指導の工夫 □特別の教科「道徳」や特別活動の時間の充実及び効果的な活用 □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童生徒の豊かな心の醸成 |
|--|--|---|

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者

忠和小いじめ対策組織

場 面	状 況	児童名(複数記入可)
朝の会 帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。	
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。	
授業中	☐ 特定の児童の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。	
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童を囲むように児童が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。	
昼食(給食)時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。 ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。	
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。	
放課後 (少年団活動)	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童の分まで荷物を持たされる。 ☐ 活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 活動を休みがちになる。	
その他	☐ 成績が急に下がったり忘れ物が増えたりする。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。	

◆児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！

◆日常の児童とのふれあいを大切に！

◆気付いたことを、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、被害児童と同性の教員が事案の対処をしたり、被害児童が話しやすい教員が対処をしたりするなど、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

教頭が窓口となって、教育委員会に報告し助言をあおぐとともに、各学校と緊密な情報交換を行いながら対処をする。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

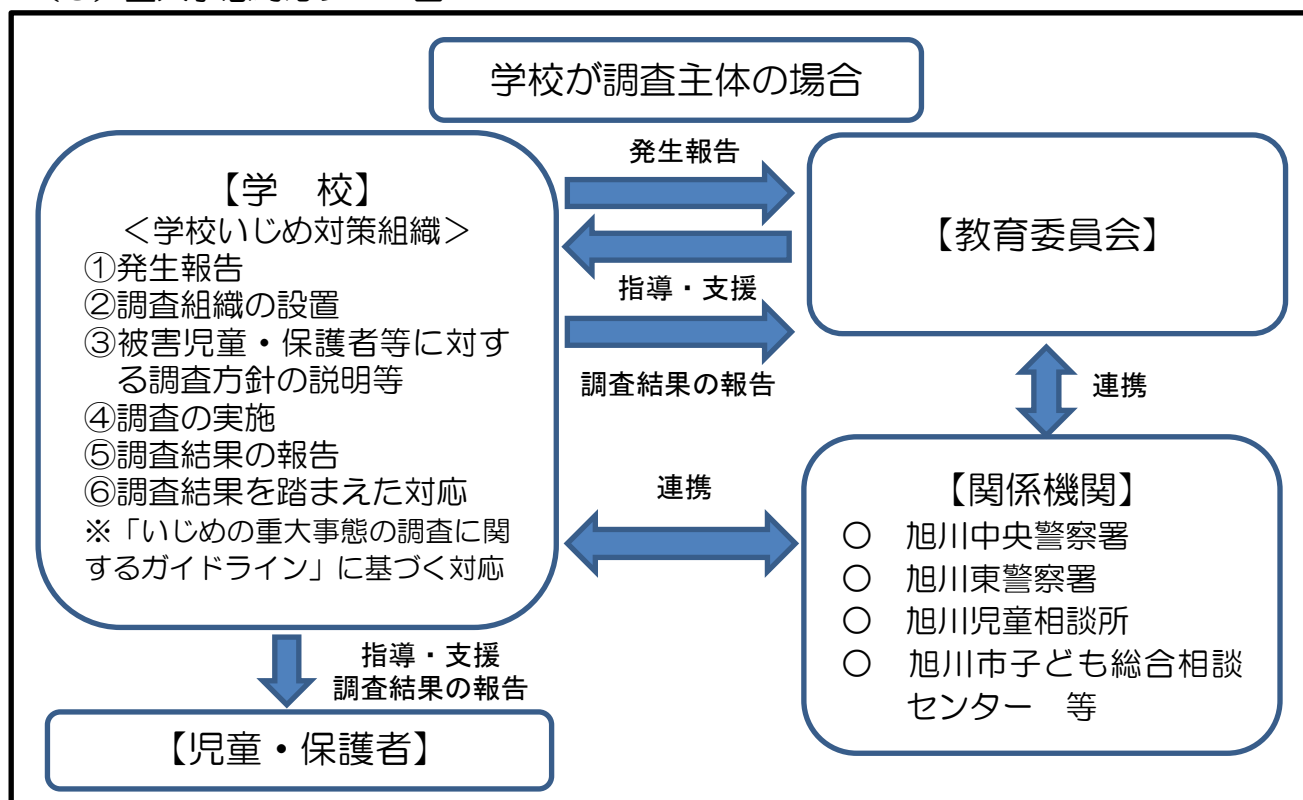
(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*3に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。
*重大事態対応フロー図は次ページにあります。

(3) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに，年度始めの保護者懇談会等における説明により，家庭や地域に対して，いじめの問題の重要性について認識を広めます。
- (2) 学校だよりや学校ホームページ等を通じて，いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し，家庭や地域と共通理解を図り，緊密に連携します。
- (3) いじめリーフレット等を作成し，いじめの考え方や積極的に認知していることを保護者や地域に伝え，学校・家庭・地域が一体となって早期発見・未然防止に努めます。
- (4) 状況によっては，児童相談所等や民間の相談機関等との連携を図り，児童の安全・安心を第一に取組を進めます。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

- (1) 情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。
- (4) 情報通信機器アンケートや「携帯・スマホ安全教室」等を実施します。

1 1 学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市教委主催いじめ担当研 ○人権教育研 ○生徒指導交流会 ・全教職員で情報を共有 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ※については、通年で取り組む。 ○校内研修 ・いじめ担当研参加者からの還流報告
児 童	○基本方針（児童版）策定 ・いじめ防止方針の検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○いじめアンケート調査① ○「Q-U」の実施 ・3、5年	○いのちの安全教育（1、3、5年） ○SNSの適切な利用に係る学習（2、4、6年）【学級活動等】 ○「ほっと」の実施 ・1、2、4、6年
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開	○学校運営協議会 ・学校がいじめ防止基本方針の共有	○個人懇談（保護者） ・5月教育相談を受けて

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・学年、学級の様子交流 ・各種調査結果の分析、共有 ・1学期の取組の点検・評価 ※については、通年で取り組む。	○学校いじめ対策組織会議 ・学年、学級の様子交流 ・学期始めの重点指導事項の共有と職員会議での周知内容の検討 ※については、通年で取り組む。	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の改訂 ・学年、学級の様子交流 ・強調月間の取組の検討 ※については、通年で取り組む。 ○市教委主催「生徒指導研究協議会」
児 童	○スマホ・ケータイ安全教室 ・3、4年生	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○いじめ防止の理解を深める学習 【学級活動・特別の教科「道徳」】
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活		

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ※については、通年で取り組む。 ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 ・各種調査結果の活用 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめアンケート調査結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ※については、通年で取り組む。 ○学校評価 ・いじめ防止等にかかわる取組についての点検	○学校いじめ対策組織会議 ・学年、学級の様子との交流 ・2学期の取組の点検・評価 ※については、通年で取り組む。
児童	○いじめアンケート調査② ○旭川市いじめ防止条例に関する学習	○児童が主体となった未然防止の取組～寄せ書き	○参観日における特別の教科「道徳」の授業 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○個人懇談（保護者） ・10月教育相談を受けて ○学校運営協議会 ・後期の取組についての説明	○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校評価結果の分析 ・学期始めの重点指導事項の周知 ※については、通年で取り組む。	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談等の結果を情報共有、対処の検討 ※については、通年で取り組む。 ○市教委主催いじめ担当研 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ※については、通年で取り組む。 ○校内研修 ・いじめ担当研参加者からの還流報告 ○忠和中学校との連携 ・進学に伴う情報交換等
児童	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○いじめアンケート調査③	
家庭・地域		○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表

0166-26-5500

子どもホットライン

0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>

0166-46-5243

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康 LINE 相談（北海道保健福祉部）

<受付時間>

平日，土曜日，祝日 18:00~22:00

日曜日 17:00~翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（北海道保健福祉部）

<電話番号>

189（いちはやく）

<受付時間>

毎日24時間

◆チャイルドラインほっかいどう（認定NPO 法人チャイルドライン支援センター）

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間>

毎日16:00~21:00（12/29~1/3 除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道，札幌市）

<電話番号>

050-3786-0799 または #8891

<受付時間>

平日10:00~20:00（土日祝，12/29~1/3 除く）

<メール相談>

sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆こころの相談電話（北海道立精神保健福祉センター）

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日9:00~21:00

土日祝10:00~16:00

◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

毎日24時間

◆北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道保健福祉部）

<電話番号>

0120-516-086

<受付時間>

平日8:45~17:30

<メール等>

hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談） 080-9612-1247（SMS専用）

facebook.com/ebetsu.carers（Facebook） @youngcarer2022（Twitter）

◆ほっかいどう親子のための相談 LINE（北海道保健福祉部）

<受付時間>

平日9:00~17:00



◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立忠和小学校

TEL 62-2923